

忍野村公告第 4 号

忍野村立忍野小学校電子黒板購入について、事後審査型条件付一般競争入札により行うので、入札参加資格等について、地方自治法施行令第 167 条の 6 第 1 項の規定により公告する。

令和 8 年 5 月 11 日

忍野村長 大 森 彦 一

件名	忍野村立忍野小学校電子黒板購入	
納入場所	忍野村立忍野小学校	
入札番号	08010号	
概要	内容	商品名：インクルーシブ電子黒板・MIRAI TOUCH 型式：M75CE3XD 数量：5台
	履行期間	契約日から令和8年9月30日
	予定価格	事後公表
参加資格要件	選定基準	・本村の入札参加資格者名簿に本公告日時点で物品製造・役務提供等登録されている者とする ・山梨県内に本店・支店・営業所を有する者とする
日程	設計図書等配布	設計図書、各種様式は、電子媒体（メール・CD-R）により配布 ※総務課窓口での配布又はメール等の請求により配布 令和8年5月26日（火）まで
	質問提出期限	令和8年5月25日（月）17：00まで
	質問回答期限	令和8年5月26日（火）17：00まで
	入札・開札日	令和8年5月27日（水）10：00 会場：忍野村役場2階 会議室
その他の確認事項	入札方法	今回の入札においては、予定価格を事後公表にて行います。 事後公表とすることにより、初回の入札で落札者が決定しなかった場合、その場で2回目・3回目まで入札を行います。その際の手順は別紙のとおりとなりますのでご確認ください。 入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額（ <u>消費税抜きの金額</u> ）を入札書に記載すること。 なお、落札価格は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

		があるときは、その端数金額を切り捨てた金額) とする。
	内訳書の提出	(1)入札時又は入札後に内訳書の提出を求める。 (2)内訳書は、申請時に求める範囲を明示すること。 (3)内訳書は原則として返却しない。
	入札の無効	この公告に示した入札参加資格の無い者の行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の行った入札又は入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、入札時において「入札参加資格」に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった者の行った入札は無効とする。
	落札者の決定方法	忍野村財務規則（昭和 48 年規則第 1 号）第 179 条第 1 項の規定により定められた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
その他	確認事項	(1)最低制限価格：なし (2)前払金：なし (3)中間前払金：なし (4)部分払い：あり (5)入札保証金：免除 (6)契約保証金：免除 (7)入札参加を行った者は、「入札参加資格」、「その他確認事項」の要件を満たす者であることを誓約したものとみなす。 (8)談合の禁止及び談合に対する契約解除・違約金規定 入札に参加しようとする者は、談合を行ってはならない。また、契約後に談合の事実が明らかになった場合には、契約条項に基づき契約を解除することがあり、契約者は談合に対する違約金を支払わなければならない。 (9)地方自治法施行令第 167 条の 4 に該当する者は参加できない。
入札に関する問い合わせ先	忍野村役場 総務課 契約担当 大森・渡辺 〒401-0592 南都留郡忍野村忍草 1514 番地 電話 0555-84-3111 内線 210 229 メール zaisei@vill.oshino.lg.jp	